

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の設置許可申請
- 特定施設の構造等変更許可申請
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

【公告】

- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（第二回）の実施
- 一般競争入札の実施
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
- " "
- " "
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 随意契約の相手方の決定

【選挙管理委員会】

- 当選の効力に関する審査申立てに対する裁決

【公安委員会】

- 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正

環境管理課

" "

道路整備課

"

消防保安課

"

県民生活交通課

"

"

建築指導課

"

用度課

選挙管理委員会

交通規制課

目次

担当課（室）

する規則

（県例規集登載）

【海区漁業調整委員会】

- 水産動植物の採捕の禁止の指示
- " "
- " "
- " "
- " "
- " "
- " "
- " "
- " "
- " "
- " "

会

海区漁業調整委員

◎岡山県告示第三百八十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 サッポロビール株式会社

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号

氏名 代表取締役 高島 英也

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 サッポロビール株式会社岡山ウイナリー

所在地 赤磐市東軽部1556

平成29年7月14日 岡山県公報 第11905号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	廃止	新設		
種	類	10-イ 飲料製造業の用に供する原料処理施設2	同左		
能	力	30 t/時	18 t/時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-		許可後直ちに		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-		工事着手後直ちに		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-		工事完成後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	1時間×2回 間欠運転		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	4	4	同左	
	p H	5.0~7.0	5.0~7.0		
	B O D (mg/L)	1,000	1,500		
	C O D (mg/L)	500	750		
	S S (mg/L)	500	500		
	油 分 (mg/L)	2	2		
	T - N (mg/L)	50	50		
	T - P (mg/L)	10	10		
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成29年7月14日から同年8月4日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び赤磐市役所

◎岡山県告示第三百八十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 三井造船株式会社

住 所 東京都中央区築地五丁目6番4号

氏 名 代表取締役社長 田中 孝雄

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 三井造船株式会社玉野事業所

所在地 玉野市玉三丁目1番1号

平成29年7月14日 岡山県公報 第11905号

(3) 特定施設に関する事項

変更なし

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 9, 10, 12, 13 エンジン試運転冷却海水		No. 9, 10エンジン 試運転冷却海水		No. 13エンジン試運 転冷却海水		No. 12エンジン試運 転冷却海水		No. 14エンジン試運 転冷却海水		No. 15エンジン試運 転冷却海水	
	変更前		変更後		変更後		廃止		新設		新設	
区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	8,374	36,275	同左		53,120	166,000	同左		同左	同左	同左	同左
pH	5~9	5~9			5~9	5~9						
COD (mg/L)	2	3			2	3						
SS (mg/L)	4	6			4	6						
油分 (mg/L)	0.2	0.4			0.2	0.4						
T-N (mg/L)	2	3			2	3						
T-P (mg/L)	0.04	0.06			0.04	0.06						

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成29年7月14日から同年8月4日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

平成29年7月14日 岡山県公報 第11905号

◎岡山県告示第三百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二九号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
美作市太田字池ノ元九一番一地先から 美作市太田字カナヤス一一六番一地先ま で		新	一二・〇 一八・八	七六・〇
美作市太田字池ノ元九一番一地先から 美作市太田字カナヤス一一六番一地先ま で		旧	八・八 一五・一	七六・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久米建部線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

一 道路の種類 県道
 二 路線名 栃原久米南線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町境字雨乞畝道下一三九二番 一地先から	久米郡美咲町境字雨乞畝道下一三九二番 一地先から	新	五・〇 〃 一九・〇	三三九・〇
久米郡美咲町境字藪谷前一八三九番一地 先まで	久米郡美咲町境字藪谷前一八三九番一地 先まで	旧	三・〇 〃 一九・〇	三三九・〇

一 道路の種類 県道
 二 路線名 栃原久米南線
 三 道路の区域

久米郡美咲町境字新田九五番二地先から 久米郡美咲町境字今宮一三七二番一地先 まで	久米郡美咲町境字新田九五番二地先から 久米郡美咲町境字今宮一三七二番一地先 まで	新	六・五 〃 六六・〇	四九二・〇
久米郡美咲町境字新田九五番二地先から 久米郡美咲町境字今宮一三七二番一地先 まで	久米郡美咲町境字新田九五番二地先から 久米郡美咲町境字今宮一三七二番一地先 まで	旧	四・〇 〃 五二・〇	四九二・〇

平成29年7月14日 岡山県公報 第11905号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 栃原久米南線
 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡美咲町境字前二三〇九番一地先から	新	七・〇〇 二〇・〇	一六七・〇
久米郡美咲町境字梅ノ木向二三〇八番四地先まで	旧	二・〇〇 六・五	一六七・〇

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡美咲町境字花苗代道上下二三五〇番一地先から	新	一・二〇〇 二・三〇〇	一二六・六
久米郡美咲町境字二本木向二三四三番一地先まで	旧	四・〇〇 一・二〇〇	一二六・六

地
先
ま
で

平成29年7月14日 岡山県公報 第11905号

◎岡山県告示第三百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四二九号	美作市太田字池ノ元九一番一地先から美作市太田字カナヤス一六番一地先まで	平成二十九年七月十四日
県道	栃原久米南線	久米郡美咲町境字雨乞畝道下一三九二番一地先から	平成二十九年七月十四日
		久米郡美咲町境字薮谷前一八三九番一地先まで	
		久米郡美咲町境字花苗代道上下二三五〇番一地先から	
県道	栃原久米南線	久米郡美咲町境字二本木向二三四三番一地先まで	平成二十九年七月十四日
		久米郡美咲町境字前二三〇九番一地先から久米郡美咲町境字梅ノ木向二三〇八番四地先まで	

〔二九六〕消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の十の規定による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（第二回）を次のとおり実施する。

平成二十九年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 講習の日時、講習区分及び場所

講習年月日	時間	講習区分	場 所
平成二十九年十月十八日（水曜日）	九〇〇〇～ 一七〇〇	消火設備	岡山市北区大供表町一 一 JA岡山ビル
平成二十九年十月十九日（木曜日）	九〇〇〇～ 一六〇〇	避難設備及び消火器	岡山市北区大供表町一 一 JA岡山ビル
平成二十九年十月二十日（金曜日）	九〇〇〇～ 一六三〇	警報設備	岡山市北区大供表町一 一 JA岡山ビル

二 受講対象者

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の十七第一項又は第二項の規定により講習を受けなければならない消防設備士

三 講習科目

- 1 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
- 2 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

四 講習科目の一部免除

一の講習区分のうちいずれかの講習を受講した後六月以内に講習を受講する場合は、三一の講習科目の受講の免除を受けることができる。

五 受講手続及び受講手数料

所定の受講申請書に必要な事項を記入の上、七千円相当の岡山県収入証紙を貼り付けて提出すること。なお、証紙には消印しないこと。

六 受講申請書の受付期間

平成二十九年八月二十一日（月曜日）から同年九月一日（金曜日）まで

七 受講申請書の提出先

岡山市中区古京町一―一―一七 岡山県備前県民局古京庁舎二階（〒七〇三―八二七八）

一般社団法人岡山県消防設備協会

八 その他

詳細については、一般社団法人岡山県消防設備協会（電話〇八六―二七二―九九八八）又は岡山県消防保安課（電話〇八六―二二六―七二九六）に問い合わせること。

〔一九七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年七月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県消防防災ヘリコプター整備点検業務（5年／2,500時間）

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成29年10月2日から平成30年2月28日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年度に県が発注する役務の提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年岡山県告示第59号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業及び同条第21項に規定する航空機使用事業の許可を得ている者であること。

(3) この一般競争入札に係る業務と同種の業務を過去5年以内に1度以上履行した実

續を証明することができる者であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(6) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成29年7月31日（月） 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒701-1131 岡山市北区日応寺761-1

岡山県消防保安課消防防災航空センター

電話（086）250-0330

FAX（086）294-7885

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成29年7月14日（金）から同年8月7日（月）まで（岡山県の休日を含め、岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ90グラムであるので、注意すること。

なお、岡山県ホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/site/321/>) からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵送等（郵便又は信書便による送付をいう。以下同じ。）によるものとする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年8月29日（火） 午後1時30分

ただし、郵送等により入札書を提出する場合にあつては、平成29年8月28日（月）午後4時を受領期限とする。

イ 場所

〒701-1131 岡山市北区日応寺761-1

岡山県消防保安課消防防災航空センター 会議室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加資格確認申

岡山県公報 第11905号 平成29年7月14日

請書及び入札説明書で指定する添付書類を平成29年8月7日(月)午後4時までに、

4(1)の場所へ提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

5 years or 2,500 hours of Maintenance and/or Inspection Services for Okayama Prefectural Fire Fighting and Disaster Prevention Helicopter

(2) Contract period :

From 2 October, 2017 through 28 February, 2018

(3) Time limit for tender :

1 : 30 P. M. Tuesday, 29 August, 2017

(tenders sent by mail must be received by 4:00 P.M. Monday, 28 August, 2017)

(4) Contact point for the notice :

Okayama Prefecture Fire Prevention and Public Safety Division, Fire and
Disaster Prevention Aviation Center

761-1 Nichiouji, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 701-1131,
Japan

Tel: 086-250-0330

〔二九八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年七月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人風まくら

三 代表者の氏名

田淵 厚侍

四 主たる事務所の所在地

勝田郡奈義町小坂三〇八番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、援護、援助を必要とする障害者、高齢者、子ども、青少年等に対して、身体と心の癒しと自立支援のために介護サービス、福祉関連ボランティア等に関する事業を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項及び解散に関する事項

〔二九九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年七月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人太陽の会

三 代表者の氏名

平松 薫男

四 主たる事務所の所在地

井原市井原町一六六五番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者福祉の普及啓発による理解の促進、地域における社会参加の支援に関する事業、障害者の社会復帰の促進を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的、特定非営利活動に係る事業の種類及び役員に関する事項

〔三〇〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年七月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPO瀬戸内

三 代表者の氏名

山口 卓男

四 主たる事務所の所在地

瀬戸内市邑久町福谷一九二八

五 定款に記載された目的

この法人は、支援を必要とする障がい者の生活・就労支援や相談等に関する事業及び移動困難者支援（高齢者・障がい者）を行い、日常生活において支援を要する人たちの援助活動を行うことによって、住みよい地域社会をつくることを目的とする。

六 変更する事項

会議に関する事項及び解散に関する事項

〔三〇一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上原字稲田二一五―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁七八三―一 サンプルム秋桜二〇一

佐藤 和彦

三 許可番号

岡山県指令建指第二九号

〔三〇二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成二十九年七月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 購入する物品の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬「タミフルドライシロップ」 一六、四〇〇箱

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

平成二十九年六月三十日

四 契約の相手方の氏名及び住所

中外製薬株式会社

東京都北区浮間五丁目五番一号

五 契約金額

七八、六四一、二八〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、八二五、二八〇円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

政令第十一条第一項第一号に該当するため

◎岡山県選管告示第四十二号

平成二十九年四月十六日執行の美咲町議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決した。

平成二十九年七月十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

裁 決 書

岡山県久米郡美咲町塚角一七一七番地

審査申立人 小林達夫

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成二十九年五月十五日提起された、同年四月十六日執行の美咲町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、岡山県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に関する異議の申出について、美咲町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）が平成二十九年五月一日付で行った異議の申出を棄却する旨の決定を取り消し、本件選挙における当選人林田実候補（以下「林田候補」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求めるものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

なお、県委員会は、申立ての理由の趣旨を明らかにするため、申立人に対し質問を行い、平成二十九年五月三十一日付で回答書の提出を受けた。

一 本件選挙における最下位当選人である林田候補と、次点者である申立人との得票数の差はわずか二票であるが、当選人及び次点者の得票数の見直しを明確にすることを求める。同時に、無効票数扱いの一二二票の中に申立人の名前が記入された票がある可能性もあるため、改めて調査及び見直し確認を求め、その可能性を委ねたい。

二 本件選挙において新しい試みとして投票用紙読取分類機（以下「分類機」という。）が導入されているが信用性に欠ける可能性も強くあるため、本件選挙の当選人を含めた全員の票数の再確認を求める。

三 選挙立会人による確認作業が行われているが、他候補者の立会人からの話によると、選挙立会人の人数が十名と少なく、投票用紙は百枚一束で送られてくるが一枚ずつ確認するような時間はなく、簡易的な（パラパラパラというような）作業確認を行う程度の時間しかなかった。作業内容を聞くと作業短時間の上、十名の選挙立会人では実際問題、あの時間で正確に全ての投票用紙を確認するのは難しとのことだったので確認作業を行ったとは言い難く、一束の中にもしかしたら他候補者の投票用紙や無効票が入っていることもありうる可能性は否定できない。

裁 決 の 理 由

一 本件選挙及び審査の申立ての経緯について

本件選挙は、平成二十九年四月十六日に執行され、同日開催された選挙会において、林田候補の得票が三六八票、申立人の得票が三六六票であるとして、林田候補を最下位当選人と決定した。

本件選挙における候補者である申立人は、当選の効力を争うものとして、同月二十五日に町委員会に対し、当選の効力に関する異議の申出を行った。これに対し、町委員会は同年五月一日付けで申出を棄却する決定を行った。

申立人は、この町委員会の決定を不服として、同月十五日に県委員会に対し、本件選挙における当選の効力を争うものとして、町委員会の決定の取消しを求める審査の申立てを行った。

県委員会は、本件審査の申立てを受理し、町委員会に対して弁明書の提出を求め、これを徴するとともに、申立人に対して、町委員会の弁明書に対する反論書の提出を求めたが、申立人から反論書の提出はされなかった。

さらに、県委員会は、町委員会から本件選挙の選挙録その他関係書類及び物件（以下「関係書類等」という。）の提出を受け、これらを調査するとともに、平成二十九年六月二十七日に関係人からの証言を聴取し、慎重に審理した。

二 開票事務について

町委員会から提出された弁明書及び関係書類等並びに本件選挙の選挙長、町委員会事務局長、開票事務従事者二人及び選挙立会人三人（申立人、林田候補及び無作為抽出した一候補者がそれぞれ届出をした選挙立会人）の証言を総合すると、本件選挙の開票の概略は次のようであったことが認められる。

なお、本件選挙では、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条の規定により、開票事務は選挙会事務に併せて行われたことにより、開票管理者、開票立会人はそれぞれ選挙長、選挙立会人とされ、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載されている。

(1) 開票は、平成二十九年四月十六日午後八時から美咲町中央運動公園総合体育館において行われた。

なお、同日に執行された美咲町長選挙の開票についても、同時刻から同会場において行われている。

(2) 本件選挙における選挙立会人（以下「立会人」という。）は十人であり、申立人の届け出た者も立会人となった。

(3) 開票は、まず、立会人の立会いの下、投票箱の鍵を開け、開披台に投票用紙を取り出し、十分混同させた後、上下表裏を揃え分類機により候補者別の有効票と識別不能票とに分類する。このうち候補者別の有効票として分類された票は、開披係が他候補者の有効票や無効とすべき票などが混入していないか、一枚ずつ目視による確認を行った上で、計数機係に回付する。

(4) (3)により計数機係に回付された票は、一人目の係員が計数機にかけて百枚の束を作り、付紙を付けて二人目の係員に回付する。二人目の係員は、その束を別の計数機により再度計数を行い、票数に誤りがないことを二重に確認し、計算係に回付する。

なお、百枚未満の端数票についても同様の手順で計数を行う。

(5) 分類機で識別ができなかった票については、このうち完全有効票と判断できるものは開披係へ回付し、(3)と同様、一枚ずつ目視による確認を行った上で、計数機係

に回付する。それ以外の票については、疑問票審査係に回付し、複数の係員により有効又は無効の振り分けを行い、振り分け後は候補者別又は無効理由別等による付紙を付けて計数機係へ回付する。

(6) 疑問票審査係から計数機係に回付された票は、(4)と同様、複数の係員がそれぞれ別の計数機にかけ、票数を確認し、計算係に回付する。

(7) 計算係に回付された票は、付紙と投票用紙の内容が同一であるかの確認を行った上で、付紙に印刷されたバーコードをパソコンで読み取り票数の入力を行う。

(8) 読み取りを終えた票は、立会人席に回付し、立会人は自席において点検を行う。

点検を行った立会人は、各票束に付された付紙の所定の欄に押印を行い、隣席の立会人に回付する。すべての立会人による点検を受けた票束は選挙長に回付し、選挙長が有効、無効の決定をする。

(9) 選挙長による決定を受けた票は、記録係にて付紙と投票用紙の内容が同一であるかの確認を行った上で、再度バーコードをパソコンで読み取り、最終集計を行う。

また、計算係の数値と合致することを確認する。

(10) 選挙の結果等を記載した選挙録に、選挙長及びすべての立会人が署名及び押印を行う。

以上のように、本件選挙におけるすべての投票は、分類機によって分類され、その後、開披係又は疑問票審査係が目視により内容の確認を行い、票数については計数機係が二重の確認を行っている。そして、すべての票は立会人の点検を経た後、選挙長の点検及び決定が行われたことが認められる。

また、選挙録にも選挙長及びすべての立会人が署名及び押印をしていることが認められる。

なお、関係書類等及び証人の証言から、開票作業において、すべての票束に付された付紙に立会人が押印をしていること、投票の効力に関して口頭で意見を申し出た立会人はいなかったことが認められる。

三 申立理由一について

申立人は、当選人及び次点者である申立人の得票数の見直しを明確にするよう求めており、同時に無効票の中に申立人の名前が記入された票が存在する可能性もあるため、無効票の再点検を求めている。

関係書類等及び証人の証言によると、本件選挙におけるすべての投票は、分類機に

よって分類され、その後、開披係又は疑問票審査係が目視により内容の確認を行い、票数については計数機係が二重の確認を行っている。そして、すべての票は立会人の点検を経た後、選挙長の点検及び決定が行われたことが認められる。特に無効票については、三人体制から成る疑問票審査係において複数人による審査が行われていること、無効票は無効事由ごとに束にされ、すべての立会人に回付されその点検を受けていること、さらに無効票とされたことに関して意見を申し出たり付紙への押印を拒んだ立会人はいなかったことが認められる。

また、疑問票審査係を務めた事務従事者の証言によると、本件選挙においては、投票の効力に関する判定について係内で意見が割れるといった票はなかったことが認められる。

以上のことから、本件選挙におけるすべての投票は、適切に確認、点検等がなされていると認められ、当選人及び次点者である申立人の得票数は適切に計算されており、本来申立人の有効票とすべき票が無効票に混入している可能性も考えられない。よって、申立人の主張する票の再点検の必要性は認められない。

四 申立理由二について

申立人は、本件選挙において新しい試みとして分類機が導入されているが、信用性に欠ける可能性が強くあるため、候補者全員の票の再点検を主張している。

関係書類等及び証人の証言によると、本件選挙において使用された分類機は、平成二十八年に執行された参議院議員通常選挙及び岡山県知事選挙においても使用された実績があり、これらの選挙及び今回の選挙における開票作業においても特段の不具合等はなかったと認められることから、本件選挙において使用した分類機について、信用性を疑うに足りる特段の事由は認められない。

また、分類機による分類後、すべての票は開披係又は疑問票審査係が一枚ずつ目視により内容の確認を行い、立会人の点検を経た後、選挙長の点検及び決定が行われていることから、本件選挙における開票作業は分類機及び人の目による二重の確認がなされたことが認められる。

一方、分類機が信用性に欠けるといふ申立人の主張は、それを裏付ける具体的な事実や証拠等を何ら提示しておらず、単なる可能性を指摘しているに過ぎないものであり、これを採用することはできない。

五 申立理由三について

申立人は、立会人の数が少なく、投票用紙を一枚ずつ確認するような時間もなく、確認作業が十分にできていないという他候補者の立会人の証言を引用し、ある候補者の票束に他候補者の投票用紙や無効票が混入している可能性を主張している。

本件選挙の選挙録及び証人の証言によると、本件選挙においては十人の立会人が選任され、全員が出席していることが認められるが、立会人の数は、公職選挙法第七十六条の規定により読み替えて準用される同法第六十二条第二項の規定により十人以上と定められており、立会人の数が少ないという申立人の主張には理由がない。

また、立会人による投票の点検の方法は各立会人に委されていると解されるが、関係書類等及び証人の証言によると、すべての票は立会人による点検を受けており、付紙にはすべての立会人の押印がされていること、押印を拒否した者はいなかったこと、立会人による点検作業が妨げられるようなことはなかったこと、開票の場において立会人から点検作業について意見が出された事実がないこと、選挙録には立会人全員の署名及び押印があること、そして、町委員会は選挙期日の前日に立会人に対し、その職務について説明を行っていることなどが認められる。

これらを総合すると、立会人による点検手続は、選挙の規定に違反する点はなく、適正であったと認められる。

以上のことから、申立人の主張には理由がない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張は、いずれも認容することができないものであり、申立人の異議の申出を棄却した町委員会の決定に誤りはない。

よって主文のとおり裁決する。

平成二十九年七月十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長	藤原健補
委員	平松卓雄
委員	田中信行
委員	山名千代

◎岡山県公安委員会規則第八号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年七月十四日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一号中「、移動に用いる用具等の」を「の移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの实証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十九年度第三号の一

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成二十九年七月十四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類

全ての種類

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 蓬崎灯台から真方位二二一度 六三〇メートルの点

点イ 点アから真方位二五四度三〇分 三〇〇メートルの点

点ウ 点イから真方位三四四度三〇分 一〇〇メートルの点

点エ 点アから真方位三四四度三〇分 一〇〇メートルの点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成二十九年九月一日から平成三十四年八月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十九年度第三号の二

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成二十九年七月十四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類

全ての種類

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

玉野市出崎丸山地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 玉野市出崎丸山東端から真方位八五度 二〇メートルの点

点イ 玉野市出崎丸山東端から真方位八五度 一四〇メートルの点

点ウ 玉野市出崎明神東端から真方位五〇度 三〇〇メートルの点

点エ 玉野市出崎明神東端から真方位五〇度 一八〇メートルの点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成二十九年九月一日から平成三十四年八月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十九年度第三号の三

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成二十九年七月十四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類

全ての種類

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

玉野市深井町湯ノ浦地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 玉野市深井町犬戻鼻から真方位二三八度 三〇〇メートルの点

点イ 点アから真方位二三八度 二〇〇メートルの点

点ウ 点イから真方位三二八度 一五〇メートルの点

点エ 点アから真方位三二八度 一五〇メートルの点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成二十九年九月一日から平成三十四年八月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十九年度第三号の四

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成二十九年七月十四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧雄

一 禁止する水産動植物の種類
全ての種類

二 禁止する漁法
全ての漁法

三 禁止区域

倉敷市下津井釜島地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ及び点エの各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点ア 点イから真方位七四度の線と最大高潮時海岸線との交点

点イ 北緯三四度二五分一二秒、東経一三三度四九分四二秒の点

点ウ 点イから真方位一五七度 二七〇メートルの点

点エ 点ウから真方位六七度の線と最大高潮時海岸線との交点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成二十九年九月一日から平成三十四年八月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十九年度第三号の五

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成二十九年七月十四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類

全ての種類

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

笠岡市北木島町矢櫃地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 笠岡市北木島町一二九四二の二番地に設置した標識（以下「点A」という。）

と同市北木島町一三三二二の一番地に設置した標識（以下「点B」という。）

とを結んだ線上で点Bから三五〇メートルの点

点イ 点Aと点Bとを結んだ線上で点Bから五〇メートルの点

点ウ 点イから真方位四二度 一〇〇メートルの点

点エ 点アから真方位四二度 一〇〇メートルの点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成二十九年九月一日から平成三十四年八月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十九年度第三号の六

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成二十九年七月十四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類

全ての種類

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

岡山市東区犬島地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を

順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 岡山市東区犬島ヒラトコの鼻

点イ 点アから真方位七八度 一〇〇メートルの点

点ウ 点イから真方位二六七度 三〇〇メートルの点

点エ 点アから真方位二六七度 三〇〇メートルの点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成二十九年九月一日から平成三十四年八月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十九年第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、大規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成二十九年七月十四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類

全ての種類

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

倉敷市児島味野地先（堅場島沖ノ藻及び深藻）

1 第一の区域

次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 鷺羽山頂から真方位一七度三〇分九秒 二、三六三メートルに設置した標

識灯（橙色）の位置

点イ 鷺羽山頂から真方位三三度一一分四秒 二、九〇九メートルに設置した標

識灯（橙色）の位置

点ウ 鷺羽山頂から真方位三四度四五分四三秒 二、八三二メートルに設置した

標識灯（橙色）の位置

点エ 鷺羽山頂から真方位一八度五一分八秒 二、二六八メートルに設置した標

識灯（橙色）の位置

2 第二の区域

次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 鷺羽山頂から真方位四三度四七分四六秒 三、五一〇メートルに設置した

標識灯（橙色）の位置

点イ 鷺羽山頂から真方位五三度二八分八秒 四、一四〇メートルに設置した標

識灯（橙色）の位置

点ウ 鷲羽山頂から真方位五四度三八分二一秒 四、〇六九メートルに設置した

標識灯（橙色）の位置

点エ 鷲羽山頂から真方位四四度五七分四八秒 三、四二六メートルに設置した

標識灯（橙色）の位置

3 第三の区域

次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつて

囲まれた区域

点ア 鷲羽山頂から真方位一八度二分二六秒 一、六六七メートルに設置した標

識灯（橙色）の位置

点イ 鷲羽山頂から真方位四一度二分四九秒 二、一四九メートルに設置した

標識灯（橙色）の位置

点ウ 鷲羽山頂から真方位四三度一七分五七秒 二、〇七〇メートルに設置した

標識灯（橙色）の位置

点エ 鷲羽山頂から真方位一九度二五分一九秒 一、五六四メートルに設置した

標識灯（橙色）の位置

4 第四の区域

次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によつて

囲まれた区域

点ア 鷲羽山頂から真方位四五度四二分三六秒 二、五七五メートルに設置した

標識灯（橙色）の位置

点イ 鷲羽山頂から真方位六一度二分五六秒 三、〇五〇メートルに設置した

標識灯（橙色）の位置

点ウ 鷲羽山頂から真方位六二度四三分五〇秒 二、九六六メートルに設置した

標識灯（橙色）の位置

点エ 鷲羽山頂から真方位四六度四四分三秒 二、四七五メートルに設置した標

識灯（橙色）の位置

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委

員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。
五 指示の有効期間

平成二十九年九月一日から平成三十四年八月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十九年度第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、広域型増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成二十九年七月十四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧雄

一 禁止する水産動植物の種類

全ての種類

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

笠岡市真鍋島大島地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 大島三角点から真方位二三〇度一〇分 四四一メートルの点

点イ 点アから真方位一七六度二〇分 二六一メートルの点

点ウ 点イから真方位二七〇度 九〇メートルの点

点エ 点アから真方位二七〇度 七二メートルの点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成二十九年九月一日から平成三十四年八月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十九年第六号の一

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、水産動物の繁殖保護を図るため、水産動物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成二十九年七月十四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 禁止する水産動物の種類

特定水産動物（がざみ）

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

備前市日生町鹿久居島地先のうち、次に掲げる点ア、点イ及び点ウの各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点ア 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫最大高潮時海岸線上に設置した標柱の

位置

点イ 点アから真方位二六〇度 二六〇メートルの点

点ウ 点イから真方位一七九度三〇分の線と最大高潮時海岸線との交点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成二十九年九月一日から平成三十四年八月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十九年度第六号の二

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、水産動物の繁殖保護を図るため、水産動物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成二十九年七月十四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 禁止する水産動物の種類

特定水産動物（がざみ）

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

浅口市寄島町東安倉地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ及び点エの各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点ア 浅口市と倉敷市の境界に設置した標柱の位置から真方位三一五度 三〇メ

ートルの点

点イ 点アから真方位一六一度 四五〇メートルの点

点ウ 点エから真方位一六一度 四〇〇メートルの点

点エ 浅口市寄島町寄島漁港東安倉防波堤基部に設置した標柱の位置

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成二十九年九月一日から平成三十四年八月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十九年第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、繁殖保護を図るため、水産動物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成二十九年七月十四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧雄

一 禁止する水産動物の種類

まだこ

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

倉敷市と玉野市の境界（松ヶ鼻突端大石）から玉野市大槌島の高見通し線以西であつて、かつ、丸亀市手島高ノ越北西端から倉敷市下水島南西端見通し延長線以東である岡山県海面

四 禁止期間

九月一日から同月三十日まで

五 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

六 指示の有効期間

平成二十九年九月一日から平成三十二年八月三十一日まで